

○ 総務省
経済産業省 告示第四号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）を実施するため、同法第十四条第一項に規定する指定調査機関の指定が同法第十九条第一項の規定により失効したので、次のとおり告示する。

平成十八年十二月二十八日

総務大臣 菅 義偉

経済産業大臣 甘利 明

- 一 名称 株式会社電磁環境試験所認定センター
- 二 住所 東京都港区麻布台二丁目三番五号
- 三 指定が失効した指定調査機関が行っていた調査の範囲 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（以下「法」という。）第十四条第一項に規定する調

査の全部

四 指定が失効した指定調査機関が行っていた調査の業務に係る国外適合性評価事業の区分 法第二条第八項第三号及び第五号の国外適合性評価事業

五 指定年月日 平成十三年十二月二十八日

六 失効年月日 平成十八年十二月二十八日